

遠隔点呼の実施に係る適合確認・宣誓書

事業者名 駿河交通
代表者名 清野大樹
営業所名 本社営業所
営業所名 菅谷営業所

1. 遠隔点呼の実施の申請にあたり、下表のとおり、遠隔点呼実施要領III 機器・システム要件の各項目に適合することを確認しました。

	要件	要件の適合方法
1.	カメラ・モニター等を通じ、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を隨時明瞭に確認できる機能を有すること。	遠隔点呼システムが、専用カメラによりリアルタイムで顔や全身を確認でき、かつ、酒気帯びチェック行為を見る機能を持っている。
2.	アルコール検知器の測定結果を自動的に記録及び保存するとともに、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる機能を有すること。	遠隔点呼システムが、該当機能を持っている。
3.	事前に登録された運行管理者等以外の者が遠隔点呼を行うことができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。	遠隔点呼システムが、運行管理者の顔認証機能を持っている。
4.	事前に登録された運転者以外の者が遠隔点呼を受けることができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。	遠隔点呼システムが、運転者の顔認証機能を持っている。
5.	遠隔点呼に必要な以下の情報が遠隔点呼を行う営業所等間で共有され、遠隔点呼時に遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が確認できる機能を有すること。 (1) 日常の健康状態 (2) 労働時間 (3) 指導監督の記録 (4) 運行に要する携行品 (5) 運転者台帳又は乗務員台帳の内容 (6) 過去の点呼記録 (7) 車両の整備状況	1) 保持されているバイタルデータ（体温、血圧）を定常的な健康状態とみなす 2) 遠隔点呼システムには入っていないが、別管理ファイルを共有閲覧する 3) 遠隔点呼システムが該当機能を持っている。 4) 遠隔点呼とは別のセキュリティカメラや点呼中のモニター越しに確認 5) 遠隔点呼システムが該当機能を持っている 6) 遠隔点呼システムが該当機能を持っている

		7) 遠隔点呼とは別に、整備管理フィアルを共有閲覧する。
6.	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を、平常時と比較して確認できる機能を有すること。	遠隔点呼システムにより、過去のバイタルデータの推移を見ることができる。
7.	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、運行に使用する車両の日常点検の確認結果を確認できる機能を有すること。	遠隔点呼システムのモニタ一越しに、点検実施のページを提示する
8.	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者に伝達すべき事項を確認できる機能を有すること。	遠隔点呼システムが該当機能を持っている。
9.	<p>遠隔点呼を受けた運転者ごとに、次に掲げる点呼結果が電磁的方法により記録され、遠隔点呼を行う営業所等間で共有できる機能を有すること。また、その記録は1年間保持されること。</p> <p>(1) 乗務前遠隔点呼</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 遠隔点呼実施者名 ロ. 運転者名 ハ. 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等 ニ. 点呼日時 ホ. 点呼方法 ヘ. 運転者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果 ト. 運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画 チ. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況に関する確認結果 リ. 日常点検の確認結果 ヌ. 指示事項 ル. 運行管理者が乗務不可と判断した場合は、乗務不可と判断した理由及び代替措置の内容 ヲ. その他必要な事項 <p>(2) 乗務後遠隔点呼</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 遠隔点呼実施者名 ロ. 運転者名 ハ. 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等 ニ. 点呼日時 ホ. 点呼方法 ヘ. 運転者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果 ト. 運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画 チ. 自動車、道路及び運行の状況 リ. 交替運転者に対する通告 ヌ. その他必要な事項 	遠隔点呼システムが該当機能を持っている。
10.	遠隔点呼機器の故障が発生した際、故障発生日時及び故障内容が電磁的方	点呼システムのクラウドサ

	法により記録される機能を有すること。また、その記録は1年間保持されること。	サーバーにログとして保存されているデータを、利用者の要望に応じて提供することで適合。
1.1.	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果及び遠隔点呼機器の故障記録の修正及び消去ができないこと、又は修正された場合に修正前の情報が遠隔点呼結果に残り消去できないこと。	点呼システムのクラウドサーバーのログの為、修正や消去は不能であり適合。
1.2.	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果（9. (1)ト. 及び(2)ト. を除く）及び遠隔点呼機器の故障記録が、機器・システムで保存された内部構造のまま、一括でCSV形式の電磁的記録として出力できる機能を有すること。	クラウドサーバーのログを含め、CSVによる出力は可能であり適合。

2. 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入）

- 遠隔点呼実施要領IV 施設・環境要件を満たす施設において遠隔点呼を行います。
- 遠隔点呼実施要領V 運用上の遵守事項の記載事項を遵守します。
- 運輸支局等による本申請に係る現地調査等に誠実に対応します。

（日本産業規格A列4番）